

ニューヨークタイムズ紙

「NEXT ERA LEADER'S」に
当事務所の代表弁護士 古手川が選出されました。

「NEXT ERA LEADER'S」はニューヨークタイムズ社が選出した次世代のリーダー達を紹介する特別企画です。

サイトは右のQRコードからご覧いただけます ▶▶



セミナー開催のお知らせ

中小企業経営者の皆さま必見!! 先着30名様限定
企業法務に強い弁護士が解説する対策セミナーを開催します。

参加費無料!!

お申込・お問合せ
TEL/099-822-0764

2019年4月施行!!

働き方改革関連法 徹底解説セミナー

中小企業経営者が取るべき対策とは?

日々の労働時間管理や残業時間管理のポイントを知りたい方は必見!!



熊本 6月6日(木) 16:00~18:00
TKPガーデンシティ熊本



熊本 7月17日(木)
鹿児島 7月18日(木)

受講者110名以上!!

問題社員対策セミナー

使用者側弁護士が教える解決策!

問題社員の対応法、トラブル対策など!!

企業法務部
からのお知らせ

～企業体質強化へ! 貴社の幹部・法務担当を育てます～
顧問先様を対象に「ビジネス実務法務検定試験®対策講座」を開講します。

2月より顧問先様を対象に、全11回のビジネス実務法務検定試験®対策講座を開講しております。講座は月1回、教材費以外無料で、現在、多数の顧問先様にご参加くださり好評をいただいております。途中参加時や欠席時ご希望によりDVDを実費にて提供いたします。企業の体質強化のみならず、スキルアップや福利厚生の一環として是非ご活用ください。途中参加も随時受け付けております。

事故・傷害部
からのお知らせ

4月17日「顧客の事故対応を満足につなげる・つながる勉強会」と題して保険代理店の方を招いて第1回業務研究会を行いました。

活発な議論をさせていただくことが出来、特に賠償金が増える保険利用という点に関してはご興味を示して頂き、ご参加いただいた方々には、充実したお時間をご提供することが出来たのではないかと思います。



顧問チャット活用事例

気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」で
いただいた興味深い内容をご紹介します。

vol. 04



K社様

現在弊社で使用している業務委託契約書について、内容の精査をお願いいたします。弊社は店舗やイベントブースにおいて人員を配置し業務を行っております。成果物としてレポートの提出などはありますが何らかの商品を納品する事などは無いです。

回答した弁護士

企業法務部
弁護士 播摩 洋平



業務委託契約書の修正版をお送りします。なお、9条後半のように、貴社の損害賠償リスクの上限を確定しておくことが有用と存じます。

今回は、従来使用されている業務委託契約書のリーガルチェックのご依頼を受け、契約書に精通した弁護士より、企業様の業務内容に沿った業務委託契約書の修正をさせていただきました。チャットワークの活用により、顧問弁護士をより身近に感じていただき、弊所のサービスが皆様のビジネスの加速に貢献できましたら幸いです。

全ては依頼者の最大の利益の為に

契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間：平日9:00~18:00
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります

News Letter

vol. 65
2019.05

弁護士法人グレイス
mail: info@grace-law.jp
https://gracelaw.jp/

〈鹿児島事務所〉
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1-6階
Tel 099-822-0764

〈東京事務所〉
〒106-0031 港区西麻布3-2-43 3階
Tel 03-6432-9783

〈福岡事務所〉
〒812-0013 福岡市博多区博多駅前
1-11-15-204 Tel 092-409-8603

GRACE News Letter

CONTENTS

●事業承継コラム	第2回 親族内に後継者がいる場合	弁護士 播摩 洋平
●弁護士コラム	少年事件	弁護士 大武 英司
●パラリーガルコラム	ボランティア/気軽に行ける海外	パラリーガル 高田 / 野口
●グレイス・ニュース	ニューヨークタイムズに選出されました/セミナー開催のお知らせ(企業法務部)等	
●顧問チャット活用事例	「業務委託契約書のリーガルチェック」	弁護士 播摩 洋平

TOPICS 事業承継コラム

第2回

親族内に後継者がいる場合

弁護士
播摩 洋平



親族内に後継者がいる場合には、後継者を会社の社長にすること以外に、会社の株式も承継させる必要があります。つまり、役員としての地位と株主としての地位の両方を承継させる必要があります。

承継の方法は、大別して、①オーナーの存命中に後継者に贈与をする、②オーナーの逝去に伴い後継者が相続する、の2つがあります。

問題は、いずれの方法でも、税金がかかることです。

①は贈与税、②は相続税がかかります。特に、会社の業績が良い場合には、会社の価値が高くなりますので、税金も高くなります。他方で、会社の株式は、上場会社でない限り、売却して換金することが困難です。そのため、後継者がいるにもかかわらず、承継時に発生する税金がネックになり、結果として、事業承継が進まないという問題がありました。

この点を考慮して、近年、税制が改正されました。簡単に言いますと、上記のようなケースにおいて、贈与税・相続税の負担を猶予するものです。この制度を上手に利用することができれば、上記の問題点をクリアすることが可能になります。

他方で、この税制は、あくまでも贈与税・相続税の負担を猶予するものであり、免除するものではないことに注意が必要です。猶予されているだけです。猶

予が取り消されることがあります。猶予取消になるケースは幾つかありますが、もっとも注意すべきは、会社の後継者が、事業を他に売却することができないという点です。具体的に言いますと、会社を後継者に承継させたとして、その会社の業界環境が縮小していったり、次の後継者が見つからなかったりするために、会社を外部に売却したいと考えても、それを実行することができなくなるという点です。

この税制は、税務メリットを与えることと引換に、次の後継者による経営の自由度を制限しているともいえます。猶予が取り消されますと、本来の贈与税・相続税をその時点で納付する必要が生じてしまいますので、この制度を利用したことで、却って不利益すら生じます。この税制は、実行してしまうと、後で取り消すことができません。目先のメリットだけに目を奪われることなく、税理士も交えて、慎重に検討する必要があります。

そのほかに留意すべき点として、民法上の遺留分があります。オーナーに複数の子供がおり、うち1名を後継者にするような場合に、特に留意すべきです。この点は、次回にご説明いたします。

弁護士コラム

「少年事件」

今回はこのニュースレターであまり触れることのない刑事事件、その中でも少年事件について触れてみたいと思います。

刑事事件は、原則として20歳に達した者は通常の刑事裁判の手続きとなり、20歳未満の者は少年事件としての手続きとなります。



ところで、私が経験したことのある刑事事件で、残り約1ヶ月で20歳を迎えようとしている少年が、とある犯罪事実によって逮捕・勾留されたというものがあります。この場合はどういった手続きとなるのでしょうか？

犯罪を行ったのがたとえ少年時であっても、その身柄拘束中に成人に達した場合には、少年事件ではなく、通常の刑事裁判として取り扱われます。少年事件であれば家庭裁判所の審判によって少年院送致や保護観察処分といった処分が下され、通常の刑事裁判であれば実刑判決や執行猶予判決が下されることが多いです。手続的に相当の違いがあります。

もっとも、この手続きの違いは少年にとってのみならず、刑事弁護人をする我々との関係でも、弁護活動の在り方に大きな影響を与えます。

通常の刑事裁判であれば被害者との示談を成立させることや被害弁償を行うことが弁護活動で最も重要な活動の1つとなるのですが、少年事件の場合には「その少年がいかに社会的な更生を図ることができるのか」という観点

弁護士
大武 英司



から審判されるため、弁護人自らがその少年を矯正、更生させる活動が非常に重要となります。ですから、場合によっては成人の刑事事件以上に、コミュニケーションに配慮した弁護活動が求められることになります。

少年事件を担当していると、初めてその弁護人として面会したときは、まともに目を見て話すこともせず、ちゃんとした姿勢で面会に臨むことすらできない少年であったにもかかわらず、面会を重ねるごとに心を開き、気付けば全くの別人となっていることがままあります。少年の更生可能性がいかに大きなものなのかを実感する瞬間でもあり、私はここに少年事件の一番の醍醐味を感じて弁護活動に向き合っております。

弁護士はただ単に法律知識があれば足りるのではなく、いかに人とのコミュニケーションをとることができるのか非常に重要であると感じます。我々のコミュニケーションの在り方ひとつで、少年が更生するか否かを左右すると言っても過言ではありません。弁護人としての活動は処分結果にだけ向けられるべきではないと感じるところです。刑事手続は数ヶ月で終わることが多いのですが、そのわずかな数ヶ月の弁護活動であっても少年を更生させる可能性を秘めていると信じ、今後も少年事件に取り組んでいきます。



※画像は全てイメージです

パラリーガルコラム

ボランティア

パラリーガル 高田 史子



債務整理専任パラリーガルの高田と申します。今回は、私が過去に携わったボランティア活動について、皆さんにお話したいと思います。

私がボランティア活動を始めたきっかけは、実の弟に軽い知的発達障害があることによるものです。いまから15年以上前、私はアメリカ合衆国で1968年に設立された知的発達障害がある方たちのスポーツ団体のことを知り、弟を参加させたところ、見知らぬ多くのボランティアの方たちが、弟と一緒にスポーツで汗を流し、仕事やプライベートの悩みにも良さ理解者となってくださいました。その経験から、弟が人様にお世

話になっている分、今度は私が他の誰かの役に立ちたいと思ったことが、私がボランティア活動を始めたきっかけでした。

その後、弟が得意な卓球を通じて視覚障害のある方と知り合い、その方と長年共に暮らした盲導犬の引退後の飼育ボランティアを2度経験させていただきました。

今後も、ボランティア活動に参加し、多くの方々と喜びを分かち合うことは、私のライフワークとして続けていきたいと思っています。

気軽に行ける海外

パラリーガル 野口 怜那



家事部パラリーガルの野口と申します。皆様海外旅行と聞くとどのようなイメージをお持ちでしょうか？

長期休みがないとなかなか気軽に行けないとのイメージをお持ちの方もいらっしゃると思います。そんな方にぜひおすすめしたい気軽に行ける私の大好きな国があります。

それは、韓国です。私はもうすでに10回以上韓国へ行ったことがあります。

私の住む鹿児島からソウルまでのフライト時間はわずか1時間半程で、鹿児島から東京へ行く飛行機のフライト時間とほぼ変わりません。

韓国は美味しい食べ物がとても豊富です。その中でもおすすめなのが「タッカンマリ」という料理です。鶏1羽を丸ごと煮る鍋料理で、鶏から出る濃厚なダシが水炊きのような味わいです。

辛い物が苦手な方でも食べることが出来る料理ですので、ぜひ韓国へ行く機会があれば召し上がってみてください。

また、私は韓国に興味を持ち始めてから韓国語を独学で学び始めました。

実際に現地の方々と現地の言語で会話をする度に、自分の学んだことが生かされる喜びを感じております。その喜びが、また行きたいと思わせているのかもしれない。